

## 飯山市新商品開発支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内事業者が地域資源を生かした新商品を開発し、販売し、及び提供を行う事により、地域経済の発展及び飯山市の情報発信が見込まれる事業（以下「新商品開発支援事業」という。）の実施に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、飯山市補助金等交付規則（昭和36年飯山市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 飲食店等 食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業又は同条第2号に規定する喫茶店営業を行う施設
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者及び小規模企業者であつて、本市において商業登記簿上の本店又は支店登録がされている者

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、市内に事業所を置く飲食店等若しくは小売業を営業している中小企業又は本市に住所を有する個人事業主で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内で生産された農畜林産物又は市内で加工等が行われた原材料を取り入れた新商品の開発を行い、自らが営む市内事業所等において販売又は提供を行う者
- (2) 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）に基づく経済産業大臣の指定を受けた工芸品または長野県伝統的工芸品指定要綱（昭和57年5月13日57工第30号）に基づく県知事から指定を受けた伝統的工芸品の製作技術を取り入れた新商品の開発を行い、自らが営む市内事業所等において販売を行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者から除くものとする。

- (1) 個人にあつては事業主、法人にあつては法人及び当該法人の代表者について、納期到来分の市税（本市以外の市区町村税等を含む。）の未納がある者
- (2) 前年度以前に飯山市土産品開発支援事業補助金（平成24年飯山市告示第34号）又は当該事業の補助金の交付を受けた者で、当該決定を受けた土産品と同一若しくは類似した商品を事業の対象として申請するもの
- (3) 商品開発にあたり、他の制度による補助金、助成金等を受けている、又は受ける予定の者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付対象者が新商品開発支援事業を実施するに当たり、新商品の開発のために新たに投資する費用で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 設備又は備品の購入費
- (2) 試作品の製作に係る原材料費（飯山市内で生産された農畜林産物又は市内で加工等が行われた原材料に限る。）
- (3) 包装のデザイン料及び試作品製作費
- (4) 広告宣伝費
- (5) その他市長が認める費用

2 前項第4号に規定する広告宣伝費に係る補助対象額は、補助対象経費全体の2分の1を上限とする。

(補助金額)

第5条 補助金は、交付対象者につき、補助対象経費の2分の1以内の額で、10万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金交付の申請)

第6条 交付対象者は、規則第3条に規定する申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 補助対象経費に関する見積書
- (2) 市税の未納がないことを証明する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めたときは、補助金の交付の決定をする。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行う必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて、補助金の交付を決定することができる。

(決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をするときは、その決定内容及びこれに条件を付したのものについては、その条件を補助金の交付の申請をした者に文書を交付して通知する。

(実績報告書)

第9条 補助金の交付決定を受けた者（第10条において「補助金事業者」という。）は、補助事業が完了したときは、規則第12条第1項に規定する実績報告書に、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 補助対象経費の領収書の写し
- (2) 完成写真
- (3) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、補助事業の完了の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者  
に通知するものとする。

(補助金交付請求)

第 11 条 補助金事業者が、補助金の交付を請求しようとするときは、規則第 14 条の 3  
に規定する補助金等交付請求書を市長に提出するものとする。

(経過報告)

第 12 条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金を受けた年度の翌年度から 3 年間、  
新商品の販売、提供状況を市長に報告するものとする。

(補則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和 6 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。